

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の積算方法に関する試行に関するQ & A

(遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更)

Q1-1 地区内からの資材調達が困難である事の証明資料は、何を提出すれば良いか。

A1-1 工事打合せ簿に「工事現場の所在する地域の調達地域」内の資材会社から、資材供給が困難である旨を示した文書、FAX 又は電子メール記録等と、資材搬入計画を添付し協議する。資材搬入計画については、試行要領の運用を参照のこと。

Q1-2 地区内と地区外両方から資材を調達するなど、資材の調達先が混在する場合の対応は？

A1-2 証明資料は Q1-1 と同じもので良い。

なお、設計変更する資材単価は、使用量を加重平均して算出したものとする。

(地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更)

Q2-1 現場代理人、主任技術者、監理技術者が宿泊した経費などは対象になるのか。

A2-1 「労働者」確保に要する費用は対象となるが、「社員等従業員」は「労働者」の定義外であるため、対象外とする。

「労働者」の定義は以下のとおり。

- ・ 直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事するもの。(例：普通作業員、土木一般世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工、交通誘導警備員、下請業者の技術者等)

「社員等従業員」の定義は以下のとおり。

- ・ 元請業者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識、技能を有するもの(例：現場代理人、監理(主任)技術者、施工計画書の中の現場組織表に記載されている現場管理を行う技術員等)
- ・ 特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有するもの(例：夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等)

Q2-2 実施計画書を提出する際に必要な資料は何か。

A2-2 借上単価、1泊当り宿泊費を証明する資料(見積書など)は不要。

以下の資料を添付すること

- ・ 地域外とならない範囲内の下請企業への見積り依頼書及び辞退が明記された回答書等の写し
- ・ 労働者を地域外から輸送する場合、営業所等から工事施工箇所までの距離の根拠
- ・ 労働者の宿泊を予定している場合、輸送に比して合理的となる根拠

ただし、当初予定から借上場所、借上・宿泊単価を変更する場合は、借上げ前、労働者が宿泊する前に、集計表(計画)を監督員に再提出すること。

Q2-3 試行要領第1項の地域外とならない範囲内に、当該工種が施工可能な企業がない場合の提出資料は何か。

A2-3 地域外とならない範囲内に、当該工種が施工可能な企業がない場合、見積り依頼書及び辞退が明記された回答書等の資料の提出は不要である。

Q2-4 何故、労働者を地域外から輸送する場合、営業所等から工事施工箇所までの距離の根拠の資料が必要になるのか。

A2-4 地域外から労働者を確保しているか確認するため。また、労働者の通勤、輸送が社会通念上の範囲内(著しく長時間の移動をしていないか等)であるかを確認するため。

Q2-5 土日祝日等の休工日の宿泊費は対象となるのか。

A2-5 土日祝日等に関わらず、当該工事に従事する労働者の労働時間等に対して、宿泊することが妥当であると客観的に判断できる場合は対象となる。労働者の所在地がわかる資料、作業日報、出勤簿等により確認して個別に判断する。

<対象となる例>

- ・ 1週間に1日または2日の休日を帰省せずに宿泊する場合など、宿泊するほうが帰省するよりも経済的である場合
- ・ 始業に間に合わず前泊する場合
- ・ 夜間勤務により翌朝まで宿泊する場合 など

Q2-6 様式2（集計表③-2）の車両等損料単価は、どのように設定すればよいか。

A2-6 車両等損料単価は、「建設機械等損料表」などから算出する。

「建設機械等損料表」などに記載されていない車両については、「建設機械等損料表」のライトバンやマイクロバスの損料単価を参考に受発注者協議により決定する。

Q2-7 試行要領第3条第1項の「隠岐支庁及び各県土整備事務所管内以外」には県外も含まれるか。

A2-7 県外も含まれる。

Q2-8 労働者には、チャーターのダンプトラックの運転手も含まれるか。

A2-8 チャーターのダンプトラック（建設工事に該当しない運搬業務契約によるダンプトラック）の運転手は、本通知の労働者に含まれません。